

○宮古島市ふれあいの前浜海浜広場施設条例

平成21年6月30日

条例第17号

宮古島市ふれあいの前浜海浜広場施設条例（平成17年宮古島市条例第171号）の全部を次のように改正する。

（設置）

第1条 市民の快適で安全なレクリエーションの増進を図るため、地方自治法（昭和22年法律第67号。以下「法」という。）第244条の2の規定により、宮古島市ふれあいの前浜海浜広場施設（以下「海浜広場施設」という。）を設置する。

（名称及び位置）

第2条 海浜広場施設の名称及び位置は、次のとおりとする。

名称 宮古島市ふれあいの前浜海浜広場

位置 宮古島市下地字与那覇1199番1

（施設）

第3条 海浜広場施設は、次のとおりとする。

特産品販売店、トイレ・シャワー室、野外ステージ、遊歩道、駐車場、四阿、その他

（指定管理者による管理）

第4条 海浜広場施設の管理について必要があると認めるときは、法第244条の2第3項の規定により、法人その他の団体であって市が指定するもの（以下「指定管理者」という。）に管理を行わせることができる。

（指定管理者が行う業務）

第5条 指定管理者は、次に掲げる業務を行うものとする。

(1) 第13条に規定する利用の許可に関する業務

(2) 前号に掲げるもののほか、市長が必要と認める業務

（指定管理者の指定の申請）

第6条 指定管理者の指定を受けようとするものは、規則で定める申請書に次に掲げる書類を添えて、当該指定について市長に申請しなければならない。

(1) 施設の管理運営に関する事業計画書

(2) 前号に掲げるもののほか、市長が特に必要なものとして規則で定める書面

（指定管理者の選定及び指定）

第7条 市長は、前条の規定による申請があったときは、次の各号のいずれにも該当するも

ののうちから、海浜広場施設の管理を最も適切に行うことができると認めるものを候補者として選定し、議会の議決を経て指定管理者を指定する。

- (1) その事業計画書による海浜広場施設の運営が市民の平等な利用の確保が図られること。
- (2) その事業計画書の内容が海浜広場施設の管理に係る経費の縮減が図られること。
- (3) その事業計画書に沿った管理を安定して行う物的及び人的能力を有するものであること。
- (4) 市内に主たる事務所を有するものであること。
- (5) 前3号に掲げるもののほか、第1条に規定する設置の目的を達成するために十分な能力を有するものであること。

(指定管理者が行う個人情報の取り扱い)

第8条 指定管理者は、保有する個人情報の漏えい、滅失又はき損の防止、その他保有する個人情報の適切な管理のために必要な措置を講じなければならない。

- 2 前条の業務に従事している者又は従事していた者は、その業務に関し知り得た個人情報を正当な理由がなく他人に知らせ、又は不当な目的に利用してはならない。

(事業報告書の提出)

第9条 指定管理者は、毎年度終了後60日以内に次に掲げる事項を記載した事業報告書を作成し、提出しなければならない。ただし、年度の途中において次条第1項の規定により指定を取り消されたときは、その取り消された日から起算して30日以内に当該年度の当該日までの間の事業報告書を提出しなければならない。

- (1) 海浜広場施設の管理業務の実施状況
- (2) 海浜広場施設の維持管理にかかる経費の収支状況
- (3) 前2号に掲げるもののほか、指定管理者による海浜広場施設の管理の実態を把握するために必要な事項

(指定管理者の指定の取り消し等)

第10条 市長は、指定管理者が法第244条の2第10項の指示に従わないとき、その他当該指定管理者による管理を継続することが適当でないと認めたときは、その指定を取り消し、又は期間を定めて業務の全部若しくは一部の停止を命ずることができる。

- 2 前項の規定により指定を取り消し、又は期間を定めて管理業務の全部若しくは一部の停止を命じた場合において指定管理者に損害が生じても、市長はその賠償の責めを負わない。

(指定管理者の現状回復義務)

第11条 指定管理者は、その指定の期間が終了したとき、又は前条第1項の規定により指定を取り消され、若しくは期間を定めて管理業務の全部若しくは一部の停止を命ぜられたときは、その管理しなくなった海浜広場施設を速やかに現状に回復しなければならない。ただし、市長が特別の理由があると認めたときはこの限りでない。

(指定管理者の指定又は取り消しの告示)

第12条 市長は、第7条の規定により指定管理者の指定をしたとき、又は第10条第1項の規定によりその指定を取り消したときは、遅滞なくその旨を告示しなければならない。

(利用の許可)

第13条 海浜広場施設において、次の各号に掲げる行為をしようとする者は、指定管理者の許可を受けなければならない。許可を受けた事項を変更しようとするときも同様とする。

- (1) 物品の販売、募金、宣伝活動その他これらに類すること。
- (2) 業として写真又は映画を撮影すること。
- (3) 興行を行うこと。
- (4) 競技会、集会、展示会その他これらに類する催しのため海浜広場施設の全部又は一部を独占して利用すること。
- (5) その他管理上必要と認めること。

2 指定管理者は、前項の許可に海浜広場施設の管理上必要な条件を付することができる。

3 指定管理者は、海浜広場施設の利用が集団的に又は常習的に暴力的不法行為等を行うおそれがある組織の利益になるときは、これを許可しない。

(行為の禁止)

第14条 海浜広場施設において、次の各号に掲げる行為をしてはならない。

- (1) 施設等を損傷し、又は汚損すること。
- (2) 花木を伐採し、又は植物を採取すること。
- (3) 鳥獣類を捕獲又は殺傷すること。
- (4) 土地の形質を変更すること。
- (5) 爆発物その他の危険物を持ち込むこと。
- (6) 風紀を乱し、他の利用者に迷惑となる行為をすること。
- (7) 広告を表示すること。

(利用の取り消し又は停止)

第15条 指定管理者は、利用者が次の各号のいずれかに該当すると認められるときは、利用の許可を取り消し、又は利用の停止を命ずることができる。

(1) 第13条の規定に違反しているとき。

(2) 偽りその他不正の手段により許可を受けた事実が明らかになったとき。

2 前項の規定により利用の許可を取り消し、又は停止させたことにより生じた利用者の損害については、指定管理者はその責めを負わない。

(損害賠償)

第16条 指定管理者及び利用者は、海浜広場施設を損傷し、又は汚損し、若しくは滅失したときは、原形に復し、若しくはその損害を賠償しなければならない。

(委任)

第17条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成22年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 市長は、この条例の施行の前においても、第7条の規定による指定管理者の指定及びこれに関し必要な手続きその他この条例の施行に関し必要な準備行為をすることができる。

3 この条例の施行の際現にこの条例による改正前の宮古島市ふれあいの前浜海浜広場施設条例の規定によってなされた申請その他行為は、この条例による改正後の宮古島市ふれあいの前浜海浜広場施設条例の相当規定によってなされたものとみなす。